

お持ちの空き家を地域のために活用しませんか？

富山市空き家再生等推進事業補助金 のご案内

富山市では、空き家を、**営利活動や宗教活動を目的としない、地域課題の解決や活性化に資する公益的事業**に活用する場合に、改修工事費や除却工事費の一部を補助しています。

空き家を**改修**するとき

■改修後の用途(例)

- ・放課後児童クラブ
- ・自治公民館
- ・地縁団体等が運営する地域交流施設
- ・地域の伝統文化の継承に必要な文化施設
- ・滞在体験型施設など観光振興や定住促進に資する施設

■主な要件

- ・地域活性化や地域課題の解決を目的とした事業であること
- ・改修後の施設を活用開始日から10年以上活用すること
- ・現行の耐震基準を満たす施設とすること



■補助対象経費、補助率、限度額

- ・対象経費:空き家(用地を除く)取得費、増築工事費、改修工事費
- ・補助率:3分の2 (限度額500万円)

空き家を**除却**するとき

■除却後の用途(例)

- ・ポケットパーク
- ・コミュニティガーデン
- ・鉄道やバスの待合所

■主な要件

- ・地域活性化や地域課題の解決を目的とした事業であること
- ・除却後の跡地を活用開始日から5年以上活用すること



■補助対象経費、補助率、限度額

- ・対象経費:空き家の除却費
- ・補助率:5分の4 (限度額160万円)

申請方法および受付期間

工事の実施前に、補助金交付申請書と添付書類を居住政策課までご提出ください。
※申請の前には、**居住政策課に事前相談が必要です。**

申請受付期間:令和7年4月1日(火)から令和7年11月28日(金)まで